



# Takahagi お知らせ版

## 台風13号大雨災害の支援-2



### り災証明書・被災届出受理証の発行手続き

■問合せ 市民課  
☎23-2116

申込方法	申請書（任意様式も可）に、下記の必要事項を記入し、市民課窓口で申し込み。	
	必要事項	り・被災者の氏名・住所・電話番号（連絡が取れる番号）・申請理由
	持ち物	●本人確認書類（運転免許証・健康保険証など） ●被災状況等が分かる写真



### 固定資産税の減免

■問合せ 税務課  
☎23-2115

対象となる人には、10月下旬までに申請書を郵送します。

対象	被害の程度が「半壊」以上の家屋		
減免	固定資産税・都市計画税（第3・4期） 【納期】 第3期：R5.12月 第4期：R6.2月		
	割合	【全壊】全部 【大規模半壊】10分の6	【中規模半壊・半壊】10分の4



### 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

■問合せ 市民課  
☎23-2117

	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料
対象	り災証明が「半壊」以上の人	住家の損害が10分の3以上の人
減免割合	【全壊】全額 【半壊・床上浸水】半額	【10分の5以上の損害】全額 【10分の3以上の損害】半額
申込方法	市民課窓口へ直接申し込み。	
持ち物	●り災証明書 ●損害保険等で補てんされる額が明らかになる書類の写し	



### 介護保険料の減免

■問合せ 高齢福祉課  
☎22-0080

対象	床上浸水の被害を受けた65歳以上の市民で、り災証明が「半壊」以上の人
減免	R5.9/8～R6.3/31に納期限のある介護保険料（全額）
申込方法	申請書に必要事項を記入して、り災証明書を添付し、高齢福祉課窓口へ申し込み。 ※申請書は、高齢福祉課窓口で入手。



### 水道料の減免 申込不要

■問合せ 水道課  
☎22-3652

対象となる人には、10月下旬までに通知を郵送します。

対象	「床上・床下浸水」と認定された建物の水道使用者	
減免	10月検針分（8・9月分）	
	算定方法	6月検針分（4・5月分）・8月検針分（6・7月分）の平均使用水量を、10月検針分の認定水量とし、超過分を減免。 ※基本料金は対象外。 【平均使用水量に満たない場合】10月検針水量で算定。



## 災害救助法 住宅の応急修理

■問合せ 都市建設課  
☎23-7032

対 象	準半壊以上の被害を受け、自ら修理する資力がない世帯 ※市が業者に修理を依頼し、修理費を業者へ支払う制度のため、支払済のものは対象外。
修理範囲	被災した住宅で、日常生活に必要な不可欠な最小限の応急的修理のみ (リビング・台所・トイレ など) ※現状復旧が原則。グレードアップは対象外。
限 度 額	【半壊以上】70万6千円/世帯 【準半壊】34万3千円/世帯
持 ち 物	●申込書 ●り災証明書 ●被害状況が分かる写真 ●工事見積書 など



## 応急仮設住宅 入居申込み

■問合せ 都市建設課  
☎23-7032

対 象	床上浸水の被害を受け、り災証明が「半壊」以上の人
入居住宅	●手綱住宅 4号棟 (5階建て) ●民間賃貸住宅
	入居可能期間 R6.9/7まで ※「災害救助法の応急修理」申込者は、住宅修理が完了するまで
申込方法	都市建設課窓口へ直接申し込み。



## 災害見舞金

■問合せ 社会福祉課  
☎23-7030

対象・支給額	【床上浸水】1万円 【床下浸水】5千円
申込方法	申請書に必要事項を記入して、R6.3/29(金)までに社会福祉課窓口または郵送で申し込み。 ※申請書は「り災証明書」交付の際、対象となる人へお渡しします。
	必要事項 ●住所 ●氏名 ●電話番号 ●振込先の口座番号 ●被災した場所 (住所など) ●被害の程度 (床上・床下浸水)
持 ち 物	●り災証明書 (写し) ●口座番号がわかるもの (通帳のコピー など)



## 災害ごみの受け入れ

■問合せ 環境市民協働課  
☎23-7031

旧リサイクルセンターでの災害ごみの受け入れは、10月1日(日)をもって終了となりました。  
片付けが済んでいない・ごみの運搬が困難な人は、引き続き個別に対応しますので、環境市民協働課へご相談ください。



## 浸水家屋の消毒

■問合せ 環境市民協働課  
☎23-7031

浸水被害にあった家屋の消毒を希望する人は、環境市民協働課へお問い合わせください。  
なお、床下の消毒は、床板を外しておいてください。

## 中小企業・小規模事業者への支援

特 別 相談窓口	●高萩市商工会 ☎22-2501 ●日本政策金融公庫 日立支店 ☎0570-012777 ●県信用保証協会 ☎029-224-7811		
支援内容	災害貸付	対 象	台風13号の被害を受けた事業者
		問合せ	日本政策金融公庫 日立支店 ☎0570-012777
	セーフティネット 保証4号	対 象	台風13号の影響で、売上高が減少した事業者
		内 容	通常の保証限度額と別枠で、対象融資を100%保証
	問合せ	中小企業庁金融課 ☎03-3501-1511	